

介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業実施要綱

第1 事業の目的

介護の現場で必要な人材が確保できるようにしていくことは重要であり、介護職員の処遇改善については、これまでも累次の取組を講じてきた。こうした中で、令和6年度介護報酬改定においても、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、令和6年6月より、既存の3種類の処遇改善関係加算を「介護職員等処遇改善加算」（以下「処遇改善加算」という。）に一本化するとともに、加算率の引上げを行った。さらに、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）においても、「介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこと」とされたところであり、令和8年度介護報酬改定における対応も踏まえて、介護現場で働く職員の処遇改善は更に進めていく必要がある。

そのため、本事業では、処遇改善加算の更なる取得促進を図るものとして、介護サービス事業所等に対し、専門家（社会保険労務士等）との個別相談等を通じて、各地域の実情に応じた支援を行うことを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

第3 事業内容

1. 個別相談等の実施

介護サービス事業所等の処遇改善加算の確実な新規取得や上位移行へと繋げるために、オンライン対応の個別相談窓口を設置し、特に、賃金体系等の整備、資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備が必要となる小規模な介護サービス事業所等に対して、処遇改善加算の制度の趣旨・内容を説明し、取得方法、要件、具体的な申請手続や好事例等を示しながら、処遇改善加算の取得に向けた丁寧な個別相談等を行う。

また、人材確保に向けた処遇改善の重要性に鑑み、管内の処遇改善加算を取得していない介護サービス事業所等については、原則としてその全てに対して、個別相談等を実施するよう努めること。加えて、処遇改善加算を取得している介護サービス事業所等については、処遇改善加算の取得に向けた個別相談等を実施すること。その際、管内の介護サービス事業所等に対して、処遇改善加算の取得（既に処遇改善加算を取得している介護サービス事業所等の上

位区分への移行及び処遇改善加算を取得していない介護サービス事業所等の新規取得)に確実につながるよう必要な周知等を行うこと。

2. 研修等の実施

処遇改善加算の仕組みや取得方法等について説明を行い、介護サービス事業所等における処遇改善加算の取得にかかる支援を行う。

(事業例)

- a. 社会保険労務士など労務関係の専門的知識を有する者に委託し、相談窓口を設置した上で、当該社会保険労務士などがオンラインで、介護サービス事業所等からの相談を受け、処遇改善加算の取得等にかかる助言・指導・各種書類の作成補助を行う。
- b. 各介護サービス事業所等が処遇改善加算を取得するに当たり、専門的な相談員（社会保険労務士など）へ相談をした際に生じる相談料に対し、補助金を交付する。
- c. 加算未取得事業所、既に加算を取得している事業所など、事業所の状況に応じた研修を定期的実施する。また、より多くの事業所が参加できるようにオンラインやオンデマンド研修を組み合わせるなど工夫をする。

第4 事業実施上の留意事項

1. 特に、管内の処遇改善加算を取得していない介護サービス事業所等や従業員数の少ない小規模な介護サービス事業所等が処遇改善加算の取得に向けて意欲的に取り組み、処遇改善加算の取得に着実につながるよう支援を行うこと。その際、令和8年度介護報酬改定において、新たに処遇改善加算が創設されたサービスについても、処遇改善加算の取得に着実につながるよう支援を行うこと。
2. 管内における、サービス別、加算区分別の算定状況を踏まえ、重点的に支援する対象サービス及び事業所を設定し、公的機関等とも連携して個別相談等を行うこと。
3. 個別相談等については、相談窓口を年間を通じて必要数設置すること。その際に、より多くの相談を受けるため、オンラインで個別相談を行うことを想定しており、介護サービス事業所等の負担軽減に配慮した効率的かつ効果的な手法とすること。
4. 個別相談等の実施後に助言等を受けてどのような取組を行ったか、処遇改善加算の取得状況、賃金の推移等、支援の結果について確認すること。

第5 報告

都道府県及び指定都市は、厚生労働省の指示に従い、本事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

第6 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する費用については、厚生労働省が別に定める「介護保険事業費補助金交付要綱」に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

第7 施行期日

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。